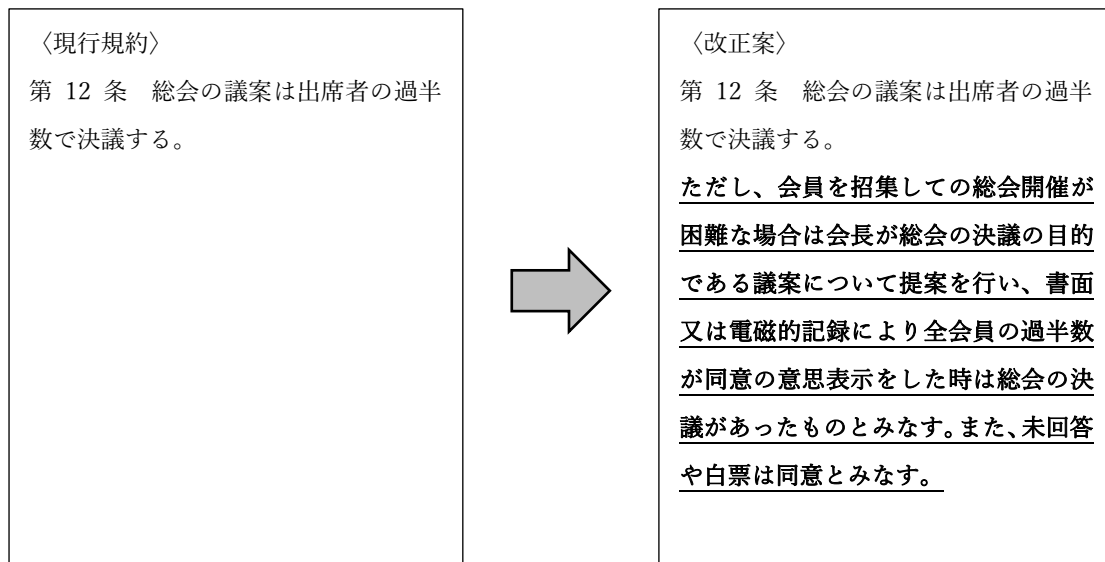


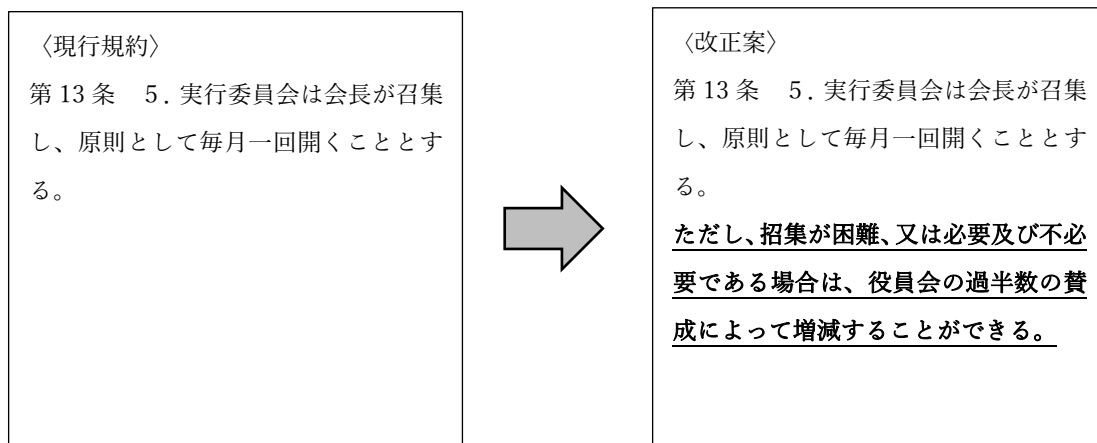
PTA 会則 改定追加（案）について

昨今のコロナウイルス感染症に伴う環境の変化に伴い、駒岡小学校 PTA 活動の円滑化を目指し、以下のとおり会則改定を提案いたします。これまで保護者の皆さまにご出席をお願いしておりました、総会や PTA 委員会活動についての変更案となりますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

提案 1 第 6 章 総会 第 12 条を改正し、以下のように定める



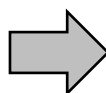
提案 2 第 7 章 実行委員会 第 13 条 5 を改正し、以下のように定める



提案3 第15章 改正 第39条を改正し、以下のように定める

〈現行規約〉

第39条 本会則は総会において、出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。また、改正案は総会開催の少なくとも一週間前に会員に通知しなければならない。



〈改正案〉

第39条 本会則は総会において、出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。また、改正案は総会開催の少なくとも一週間前に会員に通知しなければならない。

ただし、会員を招集しての総会開催が困難な場合は会長が本会則改正案について提案を行い、書面又は電磁的記録により全会員の過半数が同意の意思表示をした時は賛成があったものとみなす。また、未回答や白票は同意とみなす。